

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を受給(または申請)した事業主の皆さんへ



雇用調整助成金等を正しく受給しましたか？

労働局では、現在積極的な調査を進めています

受給した助成金に関して、不安なこと不明瞭なことがあれば、申告をお願いします

不正に受給した会社(事業主)に対しては、自主申告が無い場合、意図的かどうかに関わらず会社名などが公表されることに加えて、**重いペナルティを課されます。**

そのため、受給内容について不安・不明瞭なことがあれば、できるだけ早く申請した都道府県労働局にその旨をご連絡ください。また、「調査中だが、一部で不適正な部分が見つかり、まずは自主申告したい」という場合には、調査中であることも含めて申告をしてください。

(もしかして)こんなことはありませんか？

- 休業として申請したが、実際には出勤している社員がいた
- 雇用関係にない人を含めて申請している
- 申請内容に誤りがあったが、そのままにしている
- 支給申請は従業員や知人に任せているから安心だ
- …など

会社の代表の皆さん、こんな風に考えていたら **要注意** です！

- ・ 自分は実態を把握していないが、休業を指示しただけで問題はない
- ・ 実務を把握している社員に任せているから大丈夫
- ・ 申請は、助成金をよく知る代理人に任せているから問題ない

- 本来もらうことのできない助成金は、不正受給・不適正な受給に関わらず、原則として会社(事業主)へ返還を求めます*。
- 代表者が知らなかったとしても、調査の結果、不正受給と判断されることもあります。
- 不正受給に該当する場合、労働局のウェブサイトに「事業主と代表者名」などが公表されます。ただし、**自主申告すると公表を避けられことがあります。**

*不正受給の場合、受給した金額 + 違約金 + 延滞金を返還していただきます

雇用調整助成金制度の問い合わせ

自主申告や不正・不適正受給の問い合わせ

茨城労働局 助成金事務センター

電話: 029-297-7235

もしくは最寄りのハローワークへ
平日 8:30~17:15



茨城労働局 助成金事務センター

電話: 029-303-5861

〒310-0801
茨城県水戸市桜川2-5-7
MシティビルⅢ 1F
Mail: ibaraki-joseikin@mhlw.go.jp



厚生労働省

茨城労働局